

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p style="margin: 0;">発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	---

目 次

告 示		ページ
◎高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置	(漁業管理課) (12・1 掲示)	1
◎高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置	(") (")	2

告 示

高知県告示第931号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第72号）第4条第1項第3号に掲げるさんご漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。

令和2年12月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他制限措置

漁業種類	漁業者の数	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数
さんご漁業	0	操業区域（4の操業区域をいう。以下同じ。）1	4月1日から5月31日まで及び9月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数
	0	操業区域2	4月1日から5月31日まで及び9月1日から	許可証に記載されている推進機関の	20トン未満の範囲において許可証に

			12月31日まで	馬力数	記載されている船舶の総トン数
--	--	--	----------	-----	----------------

- 2 漁業を営む者の資格
定めなし
- 3 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし
- 4 操業区域
 - (1) 操業区域1
室戸市室戸岬町ビシャゴ瀬から真方位154度0分の線以西及び室戸市室津港赤灯台と行当岬突端とを結ぶ直線の中央点を通過する真方位203度0分の線に至る高知県海面。ただし、次に掲げる区域を除く。
ア 水深200メートル以深の区域
イ 距岸2海里以内の区域
ウ ひこ礁の頂点を中心とする半径300メートルの円周内の区域
エ 北緯33度14分以北の区域
 - (2) 操業区域2
土佐清水市足摺岬灯台から磁針方位135度0分の線以西の高知県地先海面。ただし、次に掲げる区域を除く。
ア 水深200メートル以深の区域
イ 宿毛市沖の島南側（白岩宴濤共同漁業権境界基点と姫島きれたお見通し線南廻り及び弘瀬芦の川共同漁業権境界基点と三ツ濤頂上見通し線までの地先）の距岸1,000メートル以内の区域及びその他の海域（宿毛市沖の島北側、姫島、鶴来島及び蒲葵島を含む。）の距岸2,000メートル以内の区域
ウ 幡多郡大月町朴崎から真方位200度0分の線及び幡多郡大月町浅瀬崎から真方位200度0分の線に囲まれた区域
エ 幡多郡大月町勤崎から磁針方位315度0分の線以北の区域
オ 東経132度23分以西の区域
カ 幡多郡大月町朴崎から真方位200度0分の線、北緯32度41分の線及び東経122度56分の線に囲まれた区域

高知県告示第932号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の規定による漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号及び第2号に掲げる漁業並びに高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第72号）第4条第1項第5号から第15号までに掲げる漁業について、同規則第11条第1項の規定による同項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定める。

令和2年12月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

1 中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
火光利用いわし、あじ、さば中型まき網	((3)の操業区域をいう。以下同じ。) 1 (1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域1全体で0)	定めなし
	操業区域1 (2)	5月1日から6月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域1全体で0)	定めなし
しいらまき網	操業区域2 (1)	4月1日から11月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域2全体で0)	定めなし
	操業区域2 (2)	3月1日から同月31日まで及び12月1日から同月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域2全体で0)	定めなし
	操業区域2	3月1日か	許可証に記載	20トン未満の範	0	定めなし

	(3)	ら12月31日まで	されている推進機関の馬力数	囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	(操業区域2全体で0)	
かんばち稚魚まき網	操業区域3 (1) 操業区域3 (2) 操業区域3 (3)	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

(ア) 操業区域1 (1)

土佐清水市叶崎灯台から真方位255度50分の線以北の高知県地先海域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- a 幡多郡大月町柏島灯台とビロー島東南端とを結ぶ直線及びその延長線以東の区域
- b 宿毛市桐島東端と幡多郡大月町ヒバリ小島頂上とを結ぶ直線以東の区域
- c 漁業権の漁場区域（共同漁業権者の同意がない場合に限る。）

(イ) 操業区域1 (2)

宿毛市桐島東端と幡多郡大月町ヒバリ小島頂上とを結ぶ直線以東の海域。ただし、漁業権の漁場区域を除く。

イ 操業区域2

(ア) 操業区域2 (1)

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線（大山岬突端から磁針方位180度0分の線）との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域中距岸5,000メートル以内の区域

(イ) 操業区域2 (2)

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線（大山岬突端から磁針方位180度0分の線）との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

(ウ) 操業区域2 (3)

高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

ウ 操業区域3

(ア) 操業区域3(1)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以東及び高知・徳島両県界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(イ) 操業区域3(2)

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域3(3)

高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

2 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網	操業区域((3)の操業区域をいう。以下同じ。)1	4月1日から12月31日まで	48キロワット(15馬力)以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	30	高知市春野町以東久枝間の関係漁業協同組合員であって、所属する漁業協同組合において適当であると推薦されたもの
	操業区域2	5月1日から11月30日まで	540キロワット以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	8	須崎町漁業協同組合又は錦浦漁業協同組合の組合員であって、須崎6漁業協同組合長会において当該漁業を営むことを承認

						されたもの
	操業区域3(1)	9月13日から翌年8月12日まで	540キロワット以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	18(操業区域3全体で18)	四万十市又は幡多郡黒潮町に住所を有する漁業協同組合員であって、所属する漁業協同組合において適当であると認められたもの
	操業区域3(2)	5月1日から8月12日まで及び9月13日から同月30日まで	540キロワット以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	18(操業区域3全体で18)	四万十市又は幡多郡黒潮町に住所を有する漁業協同組合員であって、所属する漁業協同組合において適当であると認められたもの
	操業区域4	4月1日から12月31日まで	80キロワット(25馬力)以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	1	すくも湾漁業協同組合の組合員であって、同組合において適当であると認められたもの
貝けた網	操業区域5	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	8	漁業権者の同意のある者
	操業区域6	周年	許可証に記載されている推	3トン未満の範囲において許可	9	漁業権者の同意のある

			進機関の馬力数	証に記載されている船舶の総トン数		者
操業区域7	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	4	漁業権者の同意のある者	
操業区域8	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	6	漁業権者の同意のある者	
操業区域9	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	7	漁業権者の同意のある者	
操業区域10	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	8	漁業権者の同意のある者	
操業区域11	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	7	漁業権者の同意のある者	
操業区域12	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	3トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者	

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

(3) 操業区域
ア 操業区域1
点の位置

- a 旧香美郡吉川村・旧南国市久枝漁業協同組合共同漁業権境界基点（北緯33度32分7秒、東経133度41分21秒）
b aから真方位174度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合12,000メートルの点
c 高知市浦戸高知灯台から真方位164度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合9,800メートルの点
d eから真方位154度10分の線上最大高潮時の海岸線から沖合9,800メートルの点
e 高知市仁淀川東岸基点（境界標識灯）
aからeまでの各点を順次に直線で結んだ線及びe a間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線により囲まれた海域
- イ 操業区域2
青木崎突端から磁針方位125度0分の線以东及び下甲崎（甲崎）突端から磁針方位170度0分の線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点を結ぶ線（通称トオル間）及びその延長線以北の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。
(ア) 次のaからgまでの各点を順次に直線で結んだ線以北の海域
基点甲 須崎市山崎鼻西端
基点乙 須崎市角谷崎高濬南端
a 基点甲から真方位132度27分の線と基点乙から真方位101度9分の線との交点
b 基点甲から真方位188度6分の線と基点乙から真方位120度57分の線との交点
c 基点甲から真方位182度9分の線と基点乙から真方位133度32分の線との交点
d 基点甲から真方位194度34分の線と基点乙から真方位149度25分の線との交点
e 基点甲から真方位201度11分の線と基点乙から真方位139度48分の線との交点
f 基点甲から真方位202度17分の線と基点乙から真方位141度51分の線との交点
g 基点甲から真方位232度10分の線と基点乙から真方位188度50分の線との交点
(イ) 次のaからdまでの各点を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた海域
a 須崎市しるでん岬南端
b aから真方位181度14分の線と須崎市久通沖ノ瀨東端から真方位70度36分の線との交点
c dから真方位173度16分の線と須崎市久通沖ノ瀨東端から真方位205度48分の線との交点
d 須崎市久通観音崎南東端
(ウ) 次のaからcまでの各点を順次に直線で結んだ線及び最大高潮時の海岸線により囲まれた海域
a 須崎市コウギノ鼻南東端
b aから真方位161度44分の線と須崎市野見崎西端から真方位235度0分の線との交点
c 須崎市大長岬西端
- ウ 操業区域3
点の位置
a 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点
b aから磁針方位120度0分の線と土佐市白ノ鼻突端と高知市に位置する烏帽子山頂上とを通る直線との交点
c 土佐市白ノ鼻突端と高知市に位置する烏帽子山頂上とを通る直線と土佐清水市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを通る直線との交点
d 高岡郡四万十町興津崎突端と土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ直線と同市葛籠山頂上

と同市今ノ山頂上とを通る直線との交点

e 高岡郡四万十町興津崎突端と土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ直線と四万十市名鹿小名鹿西道崎灯台から磁針方位120度0分の線との交点

f 四万十市名鹿小名鹿西道崎灯台

g b cを通る直線とe fを通る直線との交点

(ア) 操業区域3(1)

a から f までの各点を順次に直線で結んだ線及び f a 間の最大高潮時の海岸線により囲まれた海域

(イ) 操業区域3(2)

c d e g の各点を順次に直線で結んだ線及び g と c とを直線で結んだ線により囲まれた海域

エ 操業区域4

点の位置

a 幡多郡大月町白埼

b a と宿毛市沖の島町烏帽子埼とを直線で結んだ線と幡多郡大月町柏島灯台と愛媛県南宇和郡愛南町高茂埼灯台とを直線で結んだ線との交点

c 宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面埼との中央点を見通した線と幡多郡大月町柏島灯台と愛媛県南宇和郡愛南町高茂埼灯台とを直線で結んだ線との交点

d 宿毛市大藤島頂上

a から d までの各点を順次に直線で結んだ線及び d と a とを直線で結んだ線により囲まれた海域。ただし、最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートル以内の海域を除く。

オ 操業区域5

点の位置

基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点

基点乙 香南市夜須町手結・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点丙 香南市夜須町手結崎灯台

基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸謬県漁場基点

a 基点丁から基点乙を見通した線から右に58度36分の線上基点丁から507メートルの点

b 基点丁から基点乙を見通した線から右に50度57分の線上基点丁から448メートルの点

c 基点丁から基点乙を見通した線から右に13度5分の線上基点丁から678メートルの点

d 基点丁から基点乙を見通した線から右に9度47分の線上基点丁から811メートルの点

e 基点丁から基点乙を見通した線から右に8度49分の線上基点丁から898メートルの点

f 基点乙から基点丁を見通した線から左に28度36分の線上基点乙から1,066メートルの点

g 基点乙から基点丁を見通した線から左に16度21分の線上基点乙から581メートルの点

h 基点乙から基点丁を見通した線から左に51度38分の線上基点乙から487メートルの点

i 基点丙から真方位352度29分の線上基点丙から551メートルの点

基点甲から磁針方位180度0分の線及び基点乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、a b を結ぶ直線、b c を結ぶ曲線(i を中心とする半径275メートルの円弧)、c d、d e、e f、f g 及び g h を結ぶ5直線並びに h a 間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

カ 操業区域6

点の位置

基点甲 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点乙 香南市香我美町328-42番地先漁場基点

基点甲から磁針方位202度30分の線及び基点乙から真方位184度10分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち第1,027号の漁場区域)

キ 操業区域7

点の位置

基点甲 香南市香我美町岸本・赤岡町界共同漁業権境界基点

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点甲から磁針方位187度30分の線及び基点乙から基点丙を見通した線から左に90度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち第1,028号の漁場区域)

ク 操業区域8

点の位置

基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327メートルの点

基点甲から基点乙を見通した線から左に90度0分の線及び基点丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち第1,029号の漁場区域)

ケ 操業区域9

点の位置

基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点

基点乙 南国市浜改田宇本村県漁場基点第93号

基点甲から磁針方位180度0分の線及び基点乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(浜改田漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち第1,032号の漁場区域)。

コ 操業区域10

点の位置

基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点乙 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点

基点甲から磁針方位167度0分の線及び基点乙から磁針方位162度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

サ 操業区域11

点の位置

基点甲 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点
 基点乙 高知市長浜・春野町堺名村崎共同漁業権境界基点
 基点甲から磁針方位166度30分の線及び基点乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,036号の漁場区域）。

シ 操業区域12

点の位置

基点甲 高知市長浜・春野町堺名村崎共同漁業権境界基点

基点乙 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点

基点甲から磁針方位170度0分の線及び基点乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（春野町漁業協同組合が有する第一種共同漁業権のうち共第1,038号の漁場区域）。

3 小型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
火光利用 いわしま まき網	操業区域 ((3)の操 業区域をいう。以下同 じ。) 1 (1)	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域1全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域1 (2)	8月1日から 9月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域1全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域2 (1)	周年	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域2全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
	操業区域2 (2)	8月1日から 9月30日	許可証に記載 されている推	5トン未満の範 囲において許可	0 (操業区	漁業権区域 で操業する

		まで	推進機関の馬力 数	証に記載されて いる船舶の総ト ン数	域2全体 で0)	場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域3 (1)	周年		許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域3全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域3 (2)	8月1日から 9月30日 まで		許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域3全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域4 (1)	周年		許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域4全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域4 (2)	8月1日から 9月30日 まで		許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域4全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域5 (1)	周年		許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域5全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
操業区域5 (2)	8月1日から 9月30日 まで		許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域5全体 で0)	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者
しいらま まき網	操業区域6 (1)	4月1日から 11月30日 まで	許可証に記載 されている推 進機関の馬力 数	5トン未満の範 囲において許可 証に記載されて いる船舶の総ト ン数	0 (操業区 域6全体 で0)	定めなし

	操業区域6 (1)	3月1日から同月31日まで及び12月1日から同月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域6全体で0)	定めなし
	操業区域6 (2)	3月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0 (操業区域6全体で0)	定めなし
かんばち 稚魚まき 網	操業区域7	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域8	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域9	7月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

(ア) 操業区域1(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

(イ) 操業区域1(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち

定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の漁業権区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合本所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

イ 操業区域2

(ア) 操業区域2(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

(イ) 操業区域2(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の漁業権区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

ウ 操業区域3

(ア) 操業区域3(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の漁業権区域を除いた区域

(イ) 操業区域3(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域における旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、すくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分(内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜)及び旧栄喜漁業協同組合管理分以外の共同漁業権の漁場区域にあつては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

エ 操業区域4

(ア) 操業区域4(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及び藻津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権

区域を除いた区域。ただし、藻津漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

(イ) 操業区域4(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業嫌悪保護区域及び藻津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、藻津漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

オ 操業区域5

(ア) 操業区域5(1)

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業権の保護区域及び橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域を除いた区域。ただし、橘浦漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

(イ) 操業区域5(2)

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻見通した線以東の高知県海域のうち定置漁業嫌悪保護区域及び橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権以外の漁業権区域並びに(ア)の区域を除いた区域。ただし、橘浦漁業協同組合が所有する第二種共同漁業権の漁場区域以外の共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者及び隣接区域の漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内での操業を認める。

カ 操業区域6

(ア) 操業区域6(1)

点の位置

基点甲 大山岬突端

点ア 四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線(大山岬突端から磁針方位180度0分の線)との交点

基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

(イ) 操業区域6(2)

高岡郡・幡多郡界から磁針方位120度0分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く。

キ 操業区域7

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以東及び高知・徳島両県界から磁針方位135度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

ク 操業区域8

安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

ケ 操業区域9

高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位120度0分の線以西の高知県地先海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域を除く。

4 機船船びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いわし、しらす機船船びき網漁業	(3)の操業区域をいう。以下同じ。) 1(1)	9月1日から同月30日まで及び11月16日から翌年5月31日まで	推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては動力漁船の性能の基準(昭和57年7月農林水産省告示第1911号)別表「推進機関の馬力数」に掲げる馬力数(以下「農林水産省告示馬力数」という。)の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	4 (操業区域1全体で4)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	操業区域1(2)	10月1日から11月15日まで	推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	4 (操業区域1全体で4)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

			馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	いる船舶の総トン数		
操業区域2 (1) 操業区域2 (2)	周年		推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	21	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域3 (1)	周年		推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	23 (操業区域3全体で23)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域3 (2)	3月15日から翌年1月14日まで		推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	23 (操業区域3全体で23)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
			馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数			
操業区域4	周年		推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	16	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域5	周年		推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	22	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域6 (1)	周年		推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	6 (操業区域6全体で6)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

			馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数									
操業区域6 (2)	4月6日から翌年1月14日まで	推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載されている船舶の総トン数	6 (操業区域6全体で6)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者							
操業区域7	周年	推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載されている船舶の総トン数	49	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者							
操業区域8	9月1日から翌年4月30日まで	推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示	10トン未満の範囲内において許可証に記載されている船舶の総トン数	30	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者							
操業区域9 (1)	7月1日から翌年5月31日まで	推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載されている船舶の総トン数	100 (操業区域9全体で100)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者							
操業区域9 (2)	4月8日から5月31日まで及び7月1日から11月15日まで	推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載されている船舶の総トン数	100 (操業区域9全体で100)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者							
操業区域10	9月1日から翌年6月30日まで	推進機関の出力の最高限度は、片船にあっては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあっては農林水産省告示	10トン未満の範囲内において許可証に記載されている船舶の総トン数	4	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者							

			馬力数の範囲 内において許 可証に記載さ れている推進 機関の馬力数			
--	--	--	--	--	--	--

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

(ア) 操業区域1(1)

点の位置

基点A 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点

基点B 安芸市下山県漁場基点第35号

基点Aから磁針方位207度0分の線及び基点Bから磁針方位220度0分の線により区切られた海域中安芸郡奈半利町加領郷港口と同郡田野町三ツ石沖定置網の垣網の丘のとめとを結ぶ直線及び同垣網のとめから同郡安田町唐ノ浜沖定置網の垣網の丘のとめを見通した線以北の区域。ただし、両定置網の切りあげ後は、水深40メートル以浅の区域とする。

(イ) 操業区域1(2)

(ア)の区域のうち高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野支所又は同漁業協同組合安田支所が管理する共同漁業権の漁場区域

イ 操業区域2

点の位置

基点A 安芸郡芸西村長谷寄穴磔県漁場基点第42号

基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点C 安芸市下山県漁場基点第35号

(ア) 操業区域2(1)

基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域(距岸1,700メートル以内の区域を除く。)。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

(イ) 操業区域2(2)

基点Bから磁針方位222度0分の線以東及び基点Cから磁針方位220度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域

ウ 操業区域3

(ア) 操業区域3(1)

点の位置

基点A 香南市夜須町手結崎灯台

基点B 高知港口防波堤船びき基点

基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標

基点D 高知市仁井田中の棧橋であれ防波堤基点

基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点

基点G 須崎市下甲崎(甲崎)突端

基点H 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端

基点I 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点J 赤岡漁港第2防潮堤東端

基点K 後川放水路水門西端

点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点

点イ 基点Eから磁針方位167度の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点

点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点

点エ 点ウから磁針方位159度0分の線上点ウから625メートルの点

点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点

基点Iから磁針方位185度0分の線以西並びに基点Bと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線に至る海域中基点Gから基点Hを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、aの区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

a 距岸1,700メートル以内であって、dの区域及びeの区域を除いた共同漁業権区域

b 高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす渚から真方位334度34分の線以東の外海を除いた区域

c 基点D点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基点Fを結ぶ4直線並びに基点DF間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

d 基点Aから磁針方位184度0分の線以東の海域のうち漁業権区域

e 基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

(イ) 操業区域3(2)

(ア)の区域のうち共同漁業権区域を除いた区域。ただし、共同漁業権区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

エ 操業区域4

点の位置

基点A 香南市夜須町手結崎灯台

基点B 高知港口防波堤船びき基点

基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標

基点D 高知市仁井田中の棧橋であれ防波堤基点

基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点

基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点

基点G 須崎市下甲崎(甲崎)突端

基点H 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端

基点I 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点J 赤岡漁港第2防潮堤東端

基点K 後川放水路水門西端

点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点

点イ 基点Eから磁針方位167度0分の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点

点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見

通した線から右に126度36分の線との交点

点エ 点ウから真方位159度0分の線上点ウから625メートルの点

点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点

- a 北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.5秒
- b 北緯33度30分34.9秒、東経133度35分45.8秒
- c 北緯33度30分32.0秒、東経133度35分50.4秒
- d 北緯33度30分16.8秒、東経133度35分36.5秒
- e 北緯33度30分16.7秒、東経133度35分04.1秒
- f 北緯33度29分56.5秒、東経133度34分56.5秒
- g 北緯33度29分56.8秒、東経133度35分06.9秒
- h 北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒

基点Iから磁針方位185度0分の線以西並びに基点Bと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線に至る海域中基点Gから基点Hを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、(a)の区域にあつては、当該漁業権者の同意を得て、その承諾書を携帯する場合は、当該承諾の範囲内とする。

- (a) 距岸1,700メートル以内であつて、(d)の区域及び(e)の区域を除いた共同漁業権区域
- (b) 高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす渚から真方位334度34分の線以東の外海を除いた区域
- (c) 基点D点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基準点Fを結ぶ4直線並びに基点D F間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、aからeまでの各点を順次に結んだ直線及びeとaとを結んだ直線により囲まれた区域並びにf g h及び点エを順次に結んだ直線並びに点エとfとを結んだ直線により囲まれた区域を除く。
- (d) 基点Aから磁針方位184度0分の線以東の海域のうち漁業権区域
- (e) 基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

オ 操業区域5

点の位置

- 基点A 高知港口防波堤船びき基点
- 基点B 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点C 土佐市荻岬すずき渚共同漁業権境界基点
- 基点D 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点E 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端
- 基点F 高知市春野町文庫ノ鼻突端
- 基点G 国土交通省荻岬観測所カメラ鉄塔

点ア 基点Aから基点Bを見通した線から左に106度34分の線上基点Aから1,435メートルの点

点イ 基点Cから磁針方位145度0分の線上基点Cから2,320メートルの点

基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線以西並びに基点Cと点イとを結ぶ線及び点イから磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、aの区域にあつては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる(1月15日から3月15日までの間におけるbの区域を除く。)

- a 距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域
- b 基点Fから磁針方位170度0分の線及び基点Gから磁針方位145度0分の線により区切

られた海域中基点F G間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

カ 操業区域6

(ア) 操業区域6(1)

点の位置

- 基点A 高知港口防波堤船びき基点
- 基点B 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点C 土佐市荻岬すずき渚共同漁業権境界基点
- 基点D 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点E 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端
- 基点F 高知市春野町文庫ノ鼻突端
- 基点G 国土交通省荻岬観測所カメラ鉄塔

点ア 基点Aから基点Bを見通した線から左に106度34分の線上基点Aから1,435メートルの点

点イ 基点Cから磁針方位145度0分の線上基点Cから2,320メートルの点

基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線以西並びに基点Cと点イとを結ぶ線及び点イから磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、aの区域にあつては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる(1月15日から3月15日までの間におけるbの区域を除く。)

- a 距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域
- b 基点Fから磁針方位170度0分の線及び基点Gから磁針方位145度0分の線により区切られた海域中基点F G間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

(イ) 操業区域6(2)

点の位置

- 基点A 土佐市荻岬すずき渚共同漁業権境界基点
- 基点B 土佐市白の鼻突端
- 基点C 須崎市池ノ浦ツツラ崎突端
- 基点D 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点E 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端

点ア 基点Aから磁針方位145度0分の線上基点Aから2,320メートルの点

基点Aと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位170度0分の線以西並びに基点Cから磁針方位170度0分の線に至る海域中基点Dから基点Eを見通した線以北の区域。ただし、基点Aと基点Bとを結ぶ直線以西の宇佐港口及び浦の内湾の区域を除く。

キ 操業区域7

点の位置

- 基点A 須崎市・中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点
- 基点B 須崎市上甲崎(地の鼻)突端
- 基点C 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点D 須崎市角谷崎高渚漁業権境界基点
- 基点E 須崎市角谷岬突端

点ア 基点Aから磁針方位125度0分の線上基点Aから5,400メートルの点

点イ 基点Bから磁針方位170度0分の線上基点Bから5,000メートルの点

点ウ 基点Cから基点Dを見通した線から左に104度23分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に44度19分の線との交点

点エ 基点Cから基点Dを見通した線から左に48度44分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に64度7分の線との交点

点オ 基点Cから基点Dを見通した線から左に54度41分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に76度42分の線との交点

点カ 基点Cから基点Dを見通した線から左に42度16分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に92度35分の線との交点

点キ 基点Cから基点Dを見通した線から左に35度39分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に82度58分の線との交点

点ク 基点Cから基点Dを見通した線から左に34度33分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に85度1分の線との交点

点ケ 基点Cから基点Dを見通した線から左に4度40分の線と基点Dから基点Cを見通した線から右に132度36分の線との交点

基点A点ア、点アイ及び点イ基点Bを結ぶ3直線並びに最大高潮時の海岸線により囲まれた海域。ただし、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ、点キク、点クケ及び点ケ基点Eを結ぶ5直線以北の区域並びに共第2,038号(野見及び大谷専用漁場)の漁場区域を除く。

ク 操業区域8

点の位置

基点A 四万十町冠崎県漁場基点101号

基点B 四万十町興津押上り鼻突端

基点C 四万十町興津赤ばの鼻突端

基点D 高岡郡・幡多郡界風屋谷共同漁業権境界基点

基点Aと基点Bとを結ぶ直線以西の区域並びに基点Cから磁針方位120度0分の線及び基点Dから磁針方位120度0分の線により区切られた海域中基点C D間の海岸線から沖合2,000メートルの線に至る区域。ただし、水深45メートル以深の区域を除く。

ケ 操業区域9

点の位置

基点A 黒潮町井の岬突端

基点B 四万十市平野帖付渚

基点C 四万十市下田道崎突端

基点D 四万十市八束小名鹿突端

基点E 名鹿漁港南防波堤基部

基点F 土佐清水市在岬突端

点ア 基点Bから磁針方位105度0分の線上基点Bから1,500メートルの点

点イ 基点Dから磁針方位90度0分の線上基点Dから1,500メートルの点

点ウ 基点Dから磁針方位90度0分の線と基点Aと点エとを結ぶ線との交点

点エ 基点Eから磁針方位90度0分の線上基点Eから2,650メートルの点

a 北緯32度57分30.1秒、東経133度00分10.6秒

b 北緯32度56分47.9秒、東経133度00分29.6秒

c 北緯32度55分44.9秒、東経133度00分36.2秒

d 北緯32度54分53.2秒、東経133度01分01.2秒

(ア) 操業区域9(1)

次に掲げる区域

- (a) 基点Bから磁針方位105度0分の線及び基点Dから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうち海岸線から沖合1,500メートル以内の区域。ただし、(イ)の(a)の区域を除く。

(b) 基点Aと点ウを結ぶ直線以西の海域中基点Dから磁針方位90度0分の線以北の区域。ただし、(a)の区域、(d)の区域及び(イ)の(a)の区域を除く。

(c) 基点Dから磁針方位90度0分の線、基点Eから磁針方位90度0分の線及び基点Aと点エとを結ぶ線に囲まれた区域。ただし、(イ)の(b)の区域を除く。

(d) 基点Aと基点Fとを結ぶ直線以西の海域中基点Dから磁針方位90度0分の線以北の区域。ただし、水深45メートル以深及び四万十市平野帖付渚から磁針方位105度0分の線以南の海域中海岸線から沖合1,500メートル以内の区域を除く。ただし、共同漁業権の漁場区域にあつては、漁業権者の同意のある場合に限る。

(イ) 操業区域9(2)

次に掲げる区域

(a) 基点Bから磁針方位105度0分の線及び基点Dから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうちaからcまでの各点を順次に直線で結んだ線から陸側の区域

(b) 基点Dから磁針方位90度0分の線及び基点Eから磁針方位90度0分の線により区切られた区域のうちcとdとを結んだ直線から陸側の区域

コ 操業区域10

土佐清水市布崎と同市下ノ加江丸島とを結ぶ直線以北の下ノ加江湾内の区域

5 地びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
たい他地びき網漁業	操業区域((3)の操業区域をいう。以下同じ。)1	周年	推進機関の出力の最高限度は、片船にあつては143キロワット以下の範囲において、他の片船にあつては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	10	漁業権者の同意のある者
	操業区域2	周年	推進機関の出力の最高限度は、片船にあ	10トン未満の範囲において許可証に記載されて	4	漁業権者の同意のある者

			って143キロワット以下の範囲において、他の片船にあつては農林水産省告示馬力数の範囲内において許可証に記載されている推進機関の馬力数	いる船舶の総トン数		
--	--	--	--	-----------	--	--

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

点の位置

基点甲 安芸市川北千如島共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市西浜安芸漁港西内港防波堤の突端

基点丙 安芸市穴内新城の鼻突端の岩

基点甲から磁針方位204度0分の線及び基点丙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合5,500メートルの線に至る区域。ただし、基点乙から磁針方位195度0分の線及び基点丙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域を除く。

イ 操業区域2

点の位置

基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位186度0分の線及び基点乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合5,500メートルの線に至る区域

6 敷網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
火光利用いわし棒受網	操業区域((3)の操業区域をいう。以下同じ。)1	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業者の同意のある者

	操業区域2	8月1日から9月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業者の同意のある者
--	-------	---------------	---------------------	--------------------	---	--------------------------

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

幡多郡大月町安満地松島小島から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県海域。ただし、定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の漁業権区域を除く。

イ 操業区域2

幡多郡大月町柏島赤灯台から愛媛県愛南町天巖ノ鼻を見通した線以東の高知県地先海域のうちアの区域を除いた区域。ただし、定置漁業権の保護区域及びすくも湾漁業協同組合が所有し、同漁業協同組合小筑紫町統括支所が管理する第二種共同漁業権の漁場区域のうち旧小筑紫四漁協管理分（内外ノ浦、小筑紫、大海及び栄喜）以外の漁業権区域を除く。

7 刺し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
かます刺し網	操業区域((3)の操業区域をいう。以下同じ。)1	11月1日から翌年7月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業者の同意のある者
	操業区域2	7月1日から11月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業者の同意のある者
きす刺し網	操業区域3	5月1日から10月31日まで	50馬力（143キロワット）以下の範囲において許可証	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業者の同意のある者

			に記載されている推進機関の馬力数			意のある者
操業区域4	5月1日から10月31日まで	50馬力（143キロワット）以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0		漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域5	4月1日から12月31日まで	50馬力（143キロワット）以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0		漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域6（1） 操業区域6（2）	5月1日から10月31日まで	50馬力（143キロワット）以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0 （操業区域6全体で0）		漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域6（3）	6月1日から10月31日まで	50馬力（143キロワット）以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0 （操業区域6全体で0）		漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域7	3月1日から8月31日まで	50馬力（143キロワット）以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0		漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域8	3月1日か	50馬力（143	許可証に記載さ	0		漁業権区域

		ら8月31日まで	キロワット）以下の範囲において許可証に記載されている推進機関の馬力数	れている船舶の総トン数		で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
--	--	----------	------------------------------------	-------------	--	----------------------

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

土佐清水市清水・越界（すべり瀆）共同漁業権境界基点から磁針方位257度0分の線及び同市越・養老界（ツヅラ谷）共同漁業権境界基点から磁針方位180度0分の線に至る海域中距岸1,000メートル以内の区域。ただし、越港内の区域を除く。

イ 操業区域2

土佐清水市越・養老界（ツヅラ谷）共同漁業権境界基点から磁針方位180度0分の線から同市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点から磁針方位190度0分の線に至る海域中距岸1,000メートル以内の区域。ただし、養老港内の区域を除く。

ウ 操業区域3

安芸市伊尾木不動大師岩共同漁業権境界基点から磁針方位222度0分の線以西及び安芸郡芸西村長谷寄穴渚県漁場基点第42号から磁針方位185度0分の線に至る海域中最大高潮時の海岸線から沖合300メートル以内の海域

エ 操業区域4

点の位置
 基点A 香南市夜須町手結崎灯台基点
 基点B 高知市浦戸防波堤船びき基点
 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
 基点D 高知市仁井田中の棧橋であれ防波堤基点
 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点
 点ア 基点Eから磁針方位167度0分の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点
 点イ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点
 点ウ 点イから磁針方位159度0分の線上点イから625メートルの点
 点エ 基点Fから真方位162度30分の線と点アと点ウとを結ぶ直線との交点
 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線に東及び基点Aから磁針方位184度0分の線に至る海域中距岸3,000メートル以内の区域。ただし、基点D点イ、点イウ、点ウエ及び点エ基点Fを結ぶ4直線並びに基点D F間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

オ 操業区域5

高知市浦戸防波堤船びき基点から同市浦戸御殿の鼻航路導標跡を見通した線から左に106度34分の線以西及び仁淀川東岸基点から磁針方位160度0分の線に至る海域中距岸5,000メートル以内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 次のaからdまでの各点を順次に直線で結んだ線及びdとaとを直線で結んだ線に

より囲まれた海域

- a 高知市浦戸高知灯台（以下「高知灯台基点」という。）から157度10分の線上高知灯台基点から4,120メートルの点
 - b 高知灯台基点から159度10分の線上高知灯台基点から6,900メートルの点
 - c 高知灯台基点から141度30分の線上高知灯台基点から7,360メートルの点
 - d 高知灯台基点から129度40分の線上高知灯台基点から4,860メートルの点
- (イ) 次のaからdまでの各点を順次に直線で結んだ線及びdとaとを直線で結んだ線により

より囲まれた海域

- a 高知灯台基点から194度40分の線上高知灯台基点から5,680メートルの点
- b 高知灯台基点から189度55分の線上高知灯台基点から6,800メートルの点
- c 高知灯台基点から179度35分の線上高知灯台基点から6,440メートルの点
- d 高知灯台基点から182度25分の線上高知灯台基点から5,240メートルの点

カ 操業区域6

(ア) 操業区域6(1)

点の位置

点A 須崎市・中土佐町青木崎共同漁業権境界基点から磁針方位125度0分の線上同基点から5,400メートルの点

青木崎突端から磁針方位125度0分の線以東及び神島北端と蜂ヶ尻南端とを結ぶ線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線（通称トオル間）以北の海域並びに点Aと大長岬西端とを結ぶ線及び点Aと小島岬南東端とを結ぶ線により囲まれた海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線以南の海域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- a 次の(a)(b)、(b)(c)、(c)(d)及び(d)(e)を結ぶ4直線並びに(e)(a)間の最大高潮時の海岸線により囲まれた海域
 - (a) 戸島高濬から安和鶴の嶮の見通し線上対岸との交点
 - (b) 小島から点Aを見通した線と(a)から戸島高濬を見通した線との交点
 - (c) 小島から点Aを見通した線とトオル間線との交点
 - (d) トオル間線と青木崎突端から磁針方位125度0分の線との交点
 - (e) 青木崎突端
- b 次の点アイ、点イウ、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ及び点キ基点丙を結ぶ7直線以北の海域

基点甲 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点

基点乙 須崎市角谷崎高濬共同漁業権境界基点

基点丙 須崎市角谷岬突端

点ア 基点甲から基点乙を見通した線から左に104度23分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に44度19分の線との交点

点イ 基点甲から基点乙を見通した線から左に48度44分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に64度7分の線との交点

点ウ 基点甲から基点乙を見通した線から左に54度41分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に76度42分の線との交点

点エ 基点甲から基点乙を見通した線から左に42度16分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に92度35分の線との交点

点オ 基点甲から基点乙を見通した線から左に35度39分の線と基点乙から基点甲を見通した線から右に82度58分の線との交点

点カ 基点甲から基点乙を見通した線から左に34度33分の線と基点乙から基点甲を

見通した線から右に85度1分の線との交点

点キ 基点甲から基点乙を見通した線から左に4度40分の線と基点乙から基点甲を

見通した線から右に132度36分の線との交点

c 共第2,038号の漁場区域

(イ) 操業区域6(2)

神島北端と蜂ヶ尻南端とを結ぶ線以東及び下神崎（甲崎）突端から磁針方位170度0分の線に至る海域中久礼双名島灯台と神島北端と蜂ヶ尻南端との中央点とを結ぶ線（通称トオル間）の延長線以北の海域。ただし、共第2,037号の漁場区域を除く。

キ 操業区域7

幡多郡黒潮町浮鞭・入野共同漁業権境界基点から磁針方位140度0分の線及び四万十市平野帖付濬から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中距岸4,000メートル以内の区域

ク 操業区域8

幡多郡黒潮町・四万十市界（ごまじり川右岸）共同漁業権境界基点から磁針方位105度0分の線及び四万十市小名鹿灯台から磁針方位90度0分の線により区切られた海域中距岸4,000メートル以内の区域

8 固定式刺し網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網	操業区域((3)の操業区域をいう。以下同じ。)1	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし
	操業区域2	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし
	操業区域3	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
このしろ、かにその他刺し網	操業区域4	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	定めなし

かにその他刺し網	操業区域 5	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	錦浦漁業協同組合、須崎町漁業協同組合及び須崎釣漁業協同組合が行う操業者の調整により選定された者
固定式かれい建網	操業区域 6	10月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域 1

点の位置

- 基点甲 甲浦・野根共同漁業権境界基点
- 基点乙 県漁場基点第10号(御崎)
- 基点丙 県漁場基点(庄屋谷大ばえ)
- 基点丁 県漁場基点第8号(淀ヶ磯)
- 基点戊 県漁場基点(ごろごろ)
- 基点己 県漁場基点(野根港)

- 点ア 基点甲から磁針方位110度0分の線と点オから点カを見通した線との交点
- 点イ 基点甲から磁針方位110度0分の線上基点甲から9,000メートルの点
- 点ウ 基点丙から磁針方位115度0分の線上基点丙から9,000メートルの点
- 点エ 基点丙から磁針方位115度0分の線と点オと点カとを結んだ線との交点
- 点オ 基点乙から基点丁を見通した線から右に71度47分の線と基点丁から基点乙を見通した線から左に46度23分の線との交点
- 点カ 基点戊から基点己を見通した線から右に83度25分の線と基点己から基点戊を見通した線から左に73度23分の線との交点

点アイ、点イウ、点ウエ及び点エアの4直線により囲まれた区域。ただし、高知・徳島界二子島から真方位129度20分の線以北及び漁業権の漁場区域を除く。

イ 操業区域 2

点の位置

- 基点ア 須崎市浦ノ内
- 基点イ 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点
- 基点ウ 灰方崎漁場基点(北緯33度26分26.6608秒、東経133度25分23.0436秒)
- 基点エ 大崎漁場基点(北緯33度26分21.9229秒、東経133度25分3.2653秒)

基点アから基点エまでの各点を順次に直線で結んだ線及び基点エと基点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

ウ 操業区域 3

点の位置

- 基点甲 幡多郡黒潮町新磯高渚(舟戸渚から磁針方位248度963.5メートル)から磁針方位240度0分600メートルの点
 - 基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)共同漁業権境界基点
- 基点甲から磁針方位140度0分の線及び基点乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

エ 操業区域 4

高知港内の区域のうち次に掲げる区域を除く海域

- (ア) 国分川中旧青柳橋から上流の区域
- (イ) 下田川中旧五台山橋から上流の区域
- (ウ) 鏡川中高知市弘化台南端と市棧橋通六丁目東潮江岸壁南端とを結ぶ線以北の区域
- (エ) 高知市棧橋通六丁目東潮江岸壁南端とその南端を延長した先の対岸の岸壁とを結ぶ線以西の区域
- (オ) 高知市御量瀬袈石から真東の線以南の区域
- (カ) 高知市仁井田新ヶ鼻(埋立地北端)から真西の線以南の海域中高知市弘化台南端から種崎西端を見通した線以東の区域
- (キ) 高知市タナスカ石油用地南端から真南の線以東の区域
- (ク) 港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく航路及び泊地。ただし、孕航路にあっては、昭和60年7月1日現在の航路から両側50メートルずつ拡幅された区域。

オ 操業区域 5

点の位置

- 点ア 須崎市下分乙鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港陸上駆動室東北端
- 点イ 須崎市箕越須崎礦業所箕越タンク北端
- 点ウ 須崎市下分乙鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港海上北側駆動室東北端
- 点エ 須崎市浜町富士ヶ浜第一防波堤簡易灯台
- 点オ 須崎市下分乙鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港貯鉱槽(3,000トンポケット)北端
- 点カ 山崎鼻灯台
- 点キ 須崎市大峰大窯汽船株式会社高知支店西北船着場南端
- 点ク 須崎市大間第1防波堤北端
- 点ケ 須崎市大峰1万トン岸壁北端
- 点コ 須崎市大間第2防波堤東南端
- 点サ 須崎市須崎市大谷カラハ北端
- 点シ 須崎市下分乙鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港船積さん橋第1バース南端
- 点ス 須崎市須崎港湾口東防波堤西端
- 点セ 須崎市多ノ郷乙赤渚西端
- 点ソ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯
- 点タ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯(3)
- 点チ 須崎市港町北側T型棧橋北端
- 点ツ 須崎市串ノ浦串ノ浦物揚場北西端

次に掲げる海域

- (ア) 点アと点イとを結んだ線以北の海域中点ウと点エとを結んだ線以北の海域
- (イ) 点オと点イとを結んだ線以南の海域中点エと点カとを結んだ線以東の海域
- (ウ) 点クと点ケとを結んだ線以北の海域中点キと点コとを結んだ線以北の海域
- (エ) 点サと点シとを結んだ線以北の海域中点スと点セとを結んだ線以東の海域
- (オ) 点ソと点タとを結んだ線以南の海域中点イと点チとを結んだ線以東及び点ツと点チとを結んだ線以西の海域

カ 操業区域6

点の位置

基点甲 以布利港防波堤北灯台

基点乙 窪津崎灯台

点ア 基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点

土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点から磁針方位85度0分の線及び同市以布利・窪津界青木谷共同漁業権境界点から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中距岸1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、つきいそ漁業権漁場区域、定置漁業権漁場区域及びその保護区域並びに点イから磁針方位82度0分の線以北の区域（点イから磁針方位352度0分の線以東の区域に限る。）を除く。

9 三枚網漁業

- (1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いそうお三枚網	操業区域((3)の操業区域をいう。以下同じ。)1	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域2	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域3	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域4	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者

			数			
いそうお、いせえび三枚網	操業区域5	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域6	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域7	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域8	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域9	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
	操業区域10(1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域10全体で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域10(2)	5月1日から9月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域10全体で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域10(3)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域10全体で5)	漁業権者の同意のある者
	操業区域11(1)	9月16日から翌年3月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域11全体)	漁業権者の同意のある者

		数		で5)	
操業区域11 (2)	4月1日から9月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域11全体で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域11 (3)	1月1日から4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域11全体で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域11 (4)	11月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域11全体で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域12 (1)	10月1日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域12全体で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域12 (2)	5月1日から6月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域12全体で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域12 (3)	11月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域12全体で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域12 (4)	1月1日から4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5 (操業区域12全体で5)	漁業権者の同意のある者
操業区域13	10月1日から翌年5月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
操業区域14	10月1日から翌年6月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者

		数			
操業区域15	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
操業区域16	9月16日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
操業区域17	9月16日から翌年4月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
操業区域18	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
操業区域19 (1) 操業区域19 (2)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
操業区域20 (1) 操業区域20 (2)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
操業区域21 (1) 操業区域21 (2)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
操業区域22	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	5	漁業権者の同意のある者
くるまえび三枚網	操業区域23 4月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力	許可証に記載されている船舶の総トン数	44	漁業権区域で操業する場合は、漁

			数			業権者の同意のある者
たい三枚網	操業区域24	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域 1

点の位置

基点甲 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市以布利・窪津界青木谷共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位85度0分の線及び基点乙から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合以布利支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,055号の漁場区域)

イ 操業区域 2

点の位置

基点甲 土佐清水市中浜・清水界(みず落ち)共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市清水・越界(すべり落)共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位200度0分の線及び基点乙から磁針方位257度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合清水統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,061号の漁場区域)。

ウ 操業区域 3

点の位置

基点甲 土佐清水市清水・越界(すべり落)共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市越・養老界(ツヅラ谷)共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位257度0分の線及び基点乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合清水統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,062号の漁場区域)。

エ 操業区域 4

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと濤共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町柏島・一切界長持濤共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位124度0分の線及び基点乙から磁針方位284度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間並びに柏島、幸島、ピロー島、むろ濤及び赤濤の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合柏島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,077号の漁場区域)。

オ 操業区域 5

点の位置

基点甲 幡多郡大月町周防形大濤共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町古満目・平山界平濤共同漁業権境界基点

基点丙 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点

基点丁 幡多郡大月町一切・柏島界もと濤共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位150度0分の線及び基点乙から磁針方位163度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域(区画漁業権の漁場区域を除く。)(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合古満目支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,074号の漁場区域)並びに基点丙から磁針方位162度0分の線及び基点丁から磁針方位124度0分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合古満目支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,076号の漁場区域)

カ 操業区域 6

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号

基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号

基点甲から磁針方位298度0分の線及び基点乙から磁針方位311度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合泊浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,081号の漁場区域)。

キ 操業区域 7

点の位置

基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基点

基点乙 宿毛市小筑紫町・宿毛界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位321度0分の線及び基点乙から磁針方位232度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合小筑紫支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,084号の漁場区域)。

ク 操業区域 8

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地・橘浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号

基点甲から磁針方位279度0分の線及び基点乙から磁針方位298度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く(橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,080号の漁場区域)。

ケ 操業区域 9

点の位置

基点甲 宿毛市宇須々木久万端共同漁業権境界基点

基点乙 高知県・愛媛県界傍士濤共同漁業権境界基点

基点丙 宿毛市大藤島頂上

基点丁 宿毛市桐島東南端区画基点

基点戊 宿毛市桐島前浜北区画基点

基点己 宿毛市藻津えびす鼻防波堤突端

点ア 基点乙から真方位201度56分の線と基点丙から宿毛市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線との交点

基点甲から磁針方位182度10分の線、基点乙点アを結ぶ直線及び点アから宿毛市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域並びに桐島及び大藤島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、基点甲丁及び基点戊己を結ぶ2直線並びに基点丁戊間及び基点己甲間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域並びに区画漁業権の漁場区域を除く(藻津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,086号の漁場区域)。

コ 操業区域10

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町三津コデの瀬

基点丙 室戸市室戸岬町ウノ瀬

基点丁 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号

(ア) 操業区域10(1)

基点甲から磁針方位95度0分の線及び基点乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、定第1,009号及び共第2,525号の漁場区域を除く。

(イ) 操業区域10(2)

基点乙から磁針方位95度0分の線及び基点丙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、共第2,526号の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域10(3)

基点丙から磁針方位106度0分の線及び基点丁から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、定第1,010号及び共第2,527号の漁場区域を除く。

サ 操業区域11

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号

基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点

(ア) 操業区域11(1)

基点甲から磁針方位106度の線及び基点乙から磁針方位132度の線により区切られた海域中最大高潮時の水深2メートルから21メートルまでの区域

(イ) 操業区域11(2)

定第1,012号(高岡2号)の定置網の垣網の延長線及び基点乙から磁針方位132度の線により区切られた海域中最大高潮時の水深2メートルから45メートルまでの区域。ただし、定第1,012号及び共第3,513号の漁場区域を除く。

(ウ) 操業区域11(3)

室戸市室戸岬町湯ヶ鼻から同市室戸岬町沖通称鶴の糞落を見通した線及び基点乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(エ) 操業区域11(4)

室戸市室戸岬町湯ヶ鼻から同市室戸岬町沖通称鶴の糞落を見通した線及び基点乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中白渚より沖合を除く区域

シ 操業区域12

(ア) 操業区域12(1)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,008号の漁場区域のうち最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(イ) 操業区域12(2)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,008号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町石の瀨から磁針方位226度0分の線及び同市室戸岬町水尻・摺鉢岩共同漁業権境界基点から磁針方位231度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(ウ) 操業区域12(3)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所及び同漁業協同組合高岡支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,007号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町高岡・上子濬共同漁業権境界基点から能無しを見通した線及び室戸市室戸岬町横ごこ共同漁業権境界基点から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合830メートルの線(白渚線)に至る海域のうち最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

(エ) 操業区域12(4)

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所及び同漁業協同組合高岡支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,007号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町高岡・上子濬共同漁業権境界基点から能無しを見通した線及び同市室戸岬町横ごこ共同漁業権境界基点から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域

ス 操業区域13

高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,010号の漁場区域

セ 操業区域14

点の位置

基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点

基点乙 香南市夜須町手結・香我美町岸本界共同漁業権境界基点

基点丙 香南市夜須町手結崎灯台

基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸濬県漁場基点

点ア 基点丁から基点乙を見通した線から右に58度36分の線上基点丁から507メートルの点

点イ 基点丁から基点乙を見通した線から右に50度57分の線上基点丁から448メートルの点

点ウ 基点丁から基点乙を見通した線から右に13度5分の線上基点丁から678メートルの点

点エ 基点丁から基点乙を見通した線から右に9度47分の線上基点丁から811メートルの点

点オ 基点丁から基点乙を見通した線から右に8度49分の線上基点丁から898メートルの点

点カ 基点乙から基点丁を見通した線から左に28度36分の線上基点乙から1,066メートルの点

点キ 基点乙から基点丁を見通した線から左に16度21分の線上基点乙から581メートルの点

点ク 基点乙から基点丁を見通した線から左に51度38分の線上基点乙から487メー

ルの点

点ケ 基点丙から真方位352度29分の線上基点丙から551メートルの点

基点甲から磁針方位180度0分の線及び基点乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、点アイを結ぶ直線、点イウを結ぶ曲線（点ケを中心とする半径275メートルの円弧）、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ及び点キクを結ぶ5直線並びに点クア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。

ソ 操業区域15

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点

基点乙 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号

基点甲から磁針方位118度0分の線及び基点乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域及び矢田部小島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合上ノ加江支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,040号の漁場区域）。

タ 操業区域16

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号

基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標

基点甲から磁針方位105度0分の線及び基点乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合矢井賀支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,041号の漁場区域）

チ 操業区域17

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標

基点乙 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号

基点甲から磁針方位110度0分の線及び基点乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合志和支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,042号の漁場区域）

ツ 操業区域18

点の位置

基点甲 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位120度0分の線及び基点乙から磁針方位165度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合佐賀統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,044号の漁場区域）。

テ 操業区域19

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点

基点丙 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベッコ澁共同漁業権境界基点

(ア) 操業区域19(1)

基点甲から磁針方位165度0分の線及び基点乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,045号の漁場区域）。

(イ) 操業区域19(2)

基点乙から磁針方位166度0分の線及び基点丙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所及び同漁業協同組合上川口支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,046号の漁場区域）。

ト 操業区域20

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベッコ澁共同漁業権境界基点

基点丙 幡多郡黒潮町新磯高澁（舟戸澁から磁針方位248度0分963.5メートル）から磁針方位240度0分600メートルの点

(ア) 操業区域20(1)

基点甲から磁針方位166度0分の線及び基点乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,046号の漁場区域）。

(イ) 操業区域20(2)

基点乙から磁針方位166度0分の線及び基点丙から磁針方位140度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合上川口支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,047号の漁場区域）。

ナ 操業区域21

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町・四万十市界（ゴマジリ川右岸）共同漁業権境界基点

基点丙 四万十市双海・平野界帖付澁共同漁業権境界基点

(ア) 操業区域21(1)

基点甲から磁針方位110度0分の線及び基点乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,049号の漁場区域）。

(イ) 操業区域21(2)

基点乙から磁針方位105度0分の線及び基点丙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,050号の漁場区域）。

ニ 操業区域22

土佐清水市以布利・窪津界（青木谷）共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び同市津呂・伊佐界（音無川）共同漁業権境界基点から磁針方位96度0分の線により区切られ

た海域中最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルに至る海域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合窪津支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,056号の漁場区域）

ヌ 操業区域23

須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点と須崎市浦の内中崎共同漁業権境界基点とを結ぶ直線以西の浦ノ内湾の海域（区画漁業権の漁場区域を除く。）。ただし、区画漁業権の漁場区域にあっては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。

ネ 操業区域24

点の位置

基点甲 以布利港沖防波堤北灯台

基点乙 窪津崎灯台

点ア

基点甲から磁針方位71度0分の線と基点乙から磁針方位16度0分の線との交点
土佐清水市以布利・窪津界（青木谷）共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び同市津呂・伊佐界（音無川）共同漁業権境界点から磁針方位96度0分の線により区切られた海域中距岸1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、点アから磁針方位82度0分の線以北の区域を除く。

10 潜水器漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
潜水器 (とさかのり)	操業区域((3)の操業区域をいう。以下同じ。)1	5月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	0	漁業権者の同意のある者
	操業区域2(1) 操業区域2(2)	5月1日から7月31日まで	定めなし	定めなし	0	漁業権者の同意のある者
潜水器	操業区域3	4月1日から8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	3	漁業権者の同意のある者
	操業区域4	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	9	漁業権者の同意のある者

操業区域5	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	10	漁業権者の同意のある者
操業区域6	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	6	漁業権者の同意のある者
操業区域7(1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	14 (操業区域7全体で14)	漁業権者の同意のある者
操業区域7(2)	10月1日から翌年8月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	14 (操業区域7全体で14)	漁業権者の同意のある者
操業区域8	5月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	0	漁業権者の同意のある者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域1

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと濬共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町柏島・一切界長持濬共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位124度0分の線及び基点乙から磁針方位284度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間並びに柏島、幸島、蒲葵島、むろ濬及び赤濬の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルに至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合柏島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,077号の漁場区域）。

イ 操業区域2

(ア) 操業区域2(1)

宿毛市沖の島、黒濬、二並島、裸島、三ノ瀬島及び室濬の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(イ) 操業区域2(2)

宿毛市沖の島町母島白岩崎宴濬共同漁業権境界基点から同市沖の島町姫島きたおを見通した線以南の海域中姫島の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合沖の島支所が管理する第二種共同漁業権

- のうち共第2,087号、共第2,088号及び共第2,089号の漁場区域)
- ウ 操業区域3
点の位置
基点甲 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点
基点乙 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点
基点甲から磁針方位110度0分の線及び基点乙から磁針方位115度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(野根漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,002号の漁場区域)
- エ 操業区域4
点の位置
基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点
基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点
基点甲から磁針方位112度30分の線及び基点乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合椎名支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,004号の漁場区域)
- オ 操業区域5
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点
基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点
基点甲から磁針方位95度0分の線及び基点乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合三津支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,005号の漁場区域)
- カ 操業区域6
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点
基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点
基点甲から磁針方位106度0分の線及び基点乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域(高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合高岡支所が管理する第一種共同漁業権のうち共第1,006号の漁場区域)
- キ 操業区域7
点の位置
基点A 室戸市室戸岬町高岡上子濬共同漁業権境界基点
基点B 室戸市室戸岬町室戸岬横ご共同漁業権境界基点
基点C 室戸市室戸岬町室戸岬水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点
(ア) 操業区域7(1)
基点Aから磁針方位132度0分の線及び基点Bから磁針方位226度0分の線により区切られた海域中基点A B間の最大高潮時の水深15メートル以浅の区域
(イ) 操業区域7(2)
基点Bから磁針方位226度0分の線及び基点Cから磁針方位231度0分の線により区切られた海域中基点B C間の最大高潮時の水深15メートル以浅の区域
- ク 操業区域8
安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点から磁針方位180度0分の線以西及び香南市夜須町手

- 結岬灯台から浦戸濬県漁場基点を見通した線に至る海域中距岸100メートル以内の区域
- 11 火光を利用するすくい網漁業
(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
火光利用とびうおとも網	操業区域1 (3)の操業区域をいう。以下同じ。)1	6月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	230	定めなし
	操業区域2	周年	定めなし	定めなし	10	定めなし
	操業区域3	周年	定めなし	定めなし	10	定めなし
えびかに雑魚とも網	操業区域4	周年	定めなし	定めなし	2	定めなし

- (2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし
- (3) 操業区域
ア 操業区域1
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町ホテル明星前県漁場基点第33号
基点乙 室戸市吉良川町平尾前県漁場基点第48号
基点甲から磁針方位158度の線及び基点乙から磁針方位247度の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1マイルの線に至る区域
- イ 操業区域2
土佐清水市以布利・窪津界(青木谷)共同漁業権境界基点から磁針方位50度0分の線及び同市津呂・伊佐界(音無川)共同漁業権境界基点から磁針方位96度0分の線により区切られた海面
- ウ 操業区域3
土佐清水市津呂・伊佐界(音無川)共同漁業権境界基点から磁針方位96度0分の線以西及び同市松崎・益野界(投上石)共同漁業権境界基点から磁針方位190度0分の線に至る海面
- エ 操業区域4
高知港内の区域。ただし、国分川中旧青柳橋から上流、鏡川橋中雑喉場橋から上流、下田川中旧五台山橋から上流、新川川(長浜川)中梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から上流、十津川中弥生橋から上流及び竹島川中孕橋から上流の区域並びに高知県浦戸防波堤北端エビス濬から真方位334度34分の線以東の外海を除く。
- 12 火光を利用する金突漁業
(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措

置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
火光利用 えびかに 雑魚金突	(3)に定め るとおり	周年	定めなし	定めなし	2	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

(3) 操業区域

高知港内の区域。ただし、国分川中旧青柳橋から上流、鏡川橋中雑喉場橋から上流、下田川
中旧五台山橋から上流、新川川(長浜川)中梶ヶ浦渡船場から右岸導流堤基部を見通した線から
上流、十津川中弥生橋から上流及び竹島川中孕橋から上流の区域並びに高知市浦戸防波堤北
端エビス碇から真方位334度34分の線以東の外海を除く。

13 小型定置網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措
置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
雑魚ます 網	操業区域 (3)の操 業区域をいう。以下同 じ。) 1 (1) 操業区域 1 (2) 操業区域 1 (3) 操業区域 1 (4) 操業区域 1 (5)	周年	定めなし	定めなし	4	錦浦漁業協 同組合、須 崎町漁業協 同組合及び 須崎釣漁業 協同組合が 行う操業者 の調整によ り選定され た者
きびな ご、雑魚 落網	操業区域 2 (1) 操業区域 2 (2)	周年	定めなし	定めなし	8	漁業権者の 同意のある 者
いわし、 雑魚小型	操業区域 3	周年	定めなし	定めなし	0	漁業権者の 同意のある 者

定置						者
操業区域 4	周年	定めなし	定めなし	4	漁業権者の 同意のある 者	
操業区域 5	周年	定めなし	定めなし	0	漁業権者の 同意のある 者	

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
定めなし

(3) 操業区域

ア 操業区域 1

点の位置

- 点ア 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港陸上駆動室東北端
- 点イ 須崎市箕越須崎礦業所箕越タンク北端
- 点ウ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港海上北側駆動室東北端
- 点エ 須崎市浜町富士ヶ浜第一防波堤簡易灯台
- 点オ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港貯鉱槽(3,000トンボケッ
ト)北端
- 点カ 山崎鼻灯台
- 点キ 須崎市大峰大窯汽船株式会社高知支店西北船着場南端
- 点ク 須崎市大間第1防波堤北端
- 点ケ 須崎市大峰1万トン岸壁北端
- 点コ 須崎市大間第2防波堤東南端
- 点サ 須崎市須崎市大谷カラハ北端
- 点シ 須崎市下分乙日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所須崎港船積さん橋第1バース南端
- 点ス 須崎市須崎港湾口東防波堤西端
- 点セ 須崎市多ノ郷乙赤碇西端
- 点ソ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯
- 点タ 須崎市箕越地先須崎第13浮標灯(3)
- 点チ 須崎市港町北側T型棧橋北端
- 点ツ 須崎市串ノ浦串ノ浦物揚場北西端

(ア) 操業区域 1 (1)

点アと点イとを結んだ線以北の海域中点ウと点エとを結んだ線以北の海域

(イ) 操業区域 1 (2)

点オと点イとを結んだ線以南の海域中点エと点カとを結んだ線以東の海域

(ウ) 操業区域 1 (3)

点クと点ケとを結んだ線以北の海域中点キと点コとを結んだ線以北の海域

(エ) 操業区域 1 (4)

点サと点シとを結んだ線以北の海域中点スと点セとを結んだ線以東の海域

(オ) 操業区域 1 (5)

点ソと点タとを結んだ線以南の海域中点イと点チとを結んだ線以東及び点ツと点チを
結んだ線以西の海域

イ 操業区域 2

点の位置

基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号

基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台

点A 基点甲から基点乙を見通した線から左に11度30分の線上基点甲から256メートルの点

点B 基点甲から基点乙を見通した線から右に99度30分の線上基点甲から226メートルの点

点C 基点甲から基点乙を見通した線から右に117度30分の線上基点甲から222メートルの点

点D 基点甲から基点乙を見通した線から左に22度30分の線上基点甲から202メートルの点

点E 基点甲から基点乙を見通した線から右に96度50分の線上基点甲から303メートルの点

点F 基点甲から基点乙を見通した線から右に96度10分の線上基点甲から393メートルの点

点G 基点甲から基点乙を見通した線から右に110度50分の線上基点甲から361メートルの点

点H 基点甲から基点乙を見通した線から右に111度50分の線上基点甲から283メートルの点

(ア) 操業区域 2 (1)

点A B、B C、C D及びD Aを結ぶ4直線により囲まれた区域

(イ) 操業区域 2 (2)

点E F、F G、G H及びH Eを結ぶ4直線により囲まれた区域

ウ 操業区域 3

点の位置

点A 北緯33度26.517分0秒、東経133度26.717分0秒

点B 北緯33度26.450分0秒、東経133度26.850分0秒

点C 北緯33度26.533分0秒、東経133度26.917分0秒

点D 北緯33度26.600分0秒、東経133度26.783分0秒

点Aから点Dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点Dと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた海域

エ 操業区域 4

点の位置

点A a 北緯33度25.300分0秒、東経133度26.948分0秒

点A b 北緯33度25.373分0秒、東経133度24.039分0秒

点A c 北緯33度25.288分0秒、東経133度24.068分0秒

点A d 北緯33度25.285分0秒、東経133度23.948分0秒

点B a 北緯33度25.293分0秒、東経133度22.809分0秒

点B b 北緯33度25.202分0秒、東経133度22.693分0秒

点B c 北緯33度25.258分0秒、東経133度22.683分0秒

点B d 北緯33度25.174分0秒、東経133度22.786分0秒

点C a 北緯33度25.254分0秒、東経133度23.447分0秒

点C b 北緯33度25.341分0秒、東経133度23.461分0秒

点C c 北緯33度25.331分0秒、東経133度23.545分0秒

点C d 北緯33度25.240分0秒、東経133度23.520分0秒

点D a 北緯33度26.869分0秒、東経133度25.302分0秒

点D b 北緯33度26.828分0秒、東経133度25.180分0秒

点D c 北緯33度26.962分0秒、東経133度25.136分0秒

点D d 北緯33度26.981分0秒、東経133度25.233分0秒

点E a 北緯33度26.522分0秒、東経133度23.274分0秒

点E b 北緯33度26.522分0秒、東経133度23.160分0秒

点E c 北緯33度26.623分0秒、東経133度23.172分0秒

点E d 北緯33度26.673分0秒、東経133度23.267分0秒

点F a 北緯33度25.673分0秒、東経133度23.198分0秒

点F b 北緯33度25.540分0秒、東経133度23.327分0秒

点F c 北緯33度25.623分0秒、東経133度23.369分0秒

点F d 北緯33度25.566分0秒、東経133度23.186分0秒

点G a 北緯33度25.717分0秒、東経133度23.055分0秒

点G b 北緯33度25.682分0秒、東経133度22.959分0秒

点G c 北緯33度25.779分0秒、東経133度22.901分0秒

点G d 北緯33度25.807分0秒、東経133度23.011分0秒

点H a 北緯33度25.715分0秒、東経133度22.864分0秒

点H b 北緯33度25.664分0秒、東経133度22.739分0秒

点H c 北緯33度25.785分0秒、東経133度22.695分0秒

点H d 北緯33度25.818分0秒、東経133度22.798分0秒

点I a 北緯33度25.503分0秒、東経133度22.409分0秒

点I b 北緯33度25.446分0秒、東経133度22.573分0秒

点I c 北緯33度25.298分0秒、東経133度22.484分0秒

点I d 北緯33度25.520分0秒、東経133度22.508分0秒

点J a 北緯33度25.706分0秒、東経133度22.447分0秒

点J b 北緯33度25.708分0秒、東経133度22.321分0秒

点J c 北緯33度25.817分0秒、東経133度22.353分0秒

点J d 北緯33度25.819分0秒、東経133度22.437分0秒

点K a 北緯33度25.380分0秒、東経133度21.877分0秒

点K b 北緯33度25.286分0秒、東経133度21.807分0秒

点K c 北緯33度25.331分0秒、東経133度21.700分0秒

点K d 北緯33度25.427分0秒、東経133度21.751分0秒

点L a 北緯33度24.956分0秒、東経133度21.373分0秒

点L b 北緯33度25.056分0秒、東経133度21.484分0秒

点L c 北緯33度24.948分0秒、東経133度21.548分0秒

点L d 北緯33度25.029分0秒、東経133度21.347分0秒

点M a 北緯33度25.426分0秒、東経133度24.450分0秒

点M b 北緯33度25.529分0秒、東経133度24.441分0秒

点M c 北緯33度25.509分0秒、東経133度24.403分0秒

点M d 北緯33度25.455分0秒、東経133度24.517分0秒

点A a から点A d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点A d と点A a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点B a から点B d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点B d と点B a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点C a から点C d までの各点を順次に直線で結んだ線及び点C d と点C a とを直線で結んだ線により囲まれた海域、点D a から点D

dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点D dと点D aとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点E aから点E dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点E dと点E aとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点F aから点F dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点F dと点F aとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点G aから点G dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点G dと点G aとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点H aから点H dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点H dと点H aとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点I aから点I dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点I dと点I aとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点J aから点J dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点J dと点J aとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点K aから点K dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点K dと点K aとを直線で結んだ線により囲まれた海域、点L aから点L dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点L dと点L aとを直線で結んだ線により囲まれた海域並びに点M aから点M dまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点M dと点M aとを直線で結んだ線により囲まれた海域

オ 操業区域5

点の位置

基点A 土佐清水市布県漁場基点第134号

基点B 基点Aから磁針方位186度38分の線上基点Aから1,000メートルの点

基点C 基点Dから磁針方位138度0分の線上基点Dから1,000メートルの点

基点D 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子瀬共同漁業権境界基点

基点A B、B C及びC Dを結ぶ3直線並びに基点D A間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域